

こんな時、すぐに健康保険組合へご連絡を！

自動車事故など他人の加害行為が原因で病気やけがをしたとき、健康保険証を使って治療を受けることができますが、その場合、すみやかにパルグループ健康保険組合への連絡が必要です！

○健康保険組合に連絡が必要な理由

第三者行為が原因で病気やけがをしたとき、治療費を払う義務があるのは加害者です。健康保険証を提示して治療を受けた場合、治療費の7割部分は健康保険組合が加害者の代わりに負担していることになるので、後々加害者に請求する必要があります。

したがって、健康保険証を使って治療を受ける場合は、当組合にご連絡のうえ、速やかに「第三者の行為による傷病届」を提出していただく必要があります。

○事故にあったら・・・

- ①まずは加害者を確認（車のナンバー・運転免許証・車検証等を確認しましょう）
- ②警察へ連絡（どんな小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう）
- ③示談は慎重に（示談の内容によっては、健康保険が使えなくなる場合もあります。示談をする場合は事前に健康保険組合にご相談ください。）

○第三者行為とは・・・

第三者行為の主な事例は自動車事故ですが、次のような場合も第三者行為となります。

- ・スポーツ中に他の選手と衝突してけがをしたとき
- ・学校やスーパーなどの設備の欠陥でけがをしたとき
- ・他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- ・不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき

○業務上の事故が原因のときは

業務上あるいは通勤途中に第三者行為が原因で病気やけがをしたときは、健康保険ではなく労災保険が適用となる可能性がありますので、会社にお問い合わせください。

健康保険組合が負担する治療費は、皆さまからの健康保険料が基になっています。本来健康保険で支払う必要のない出費が重なれば、保険料アップなどの皆さまの負担に繋がることにもなりかねません。そうならないためにも、ご協力をお願いいたします。